

吉野ヶ里町立三田川中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1. いじめ防止等のための基本的な方向性

昨今、いじめを背景とした生徒の生命や心身を脅かす事案が後を絶たない。この現状を受け、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下、推進法と略す。）が公布された。この法律は、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

本校では、この法律を受け、「いじめ防止基本方針」を定め、全教職員が一丸となって組織的に対応するシステムを構築し、いじめのない、健全で明るい学校づくりをめざす。

2. いじめに対する基本的な考え方〔いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から〕

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

本校においては、次の3点をいじめに対する基本的考え方（行動指針）とする。

- ・いじめに対する正しい理解の普及啓発
- ・いじめの早期発見
- ・迅速かつ組織的対応

3. いじめの未然防止の取組

いじめ対策として最も重要な取組が、いじめの未然防止である。いじめを未然に防止するためには、いじめを生まない土壌づくりが肝要である。そのためには、いじめに対する正しい理解の普及啓発が重要と言える。道徳教育、人権・同和教育を中心にあらゆる教育活動の中で、いじめに対する正しい理解を得られるよう努める。

具体的には、道徳教育などの授業において、自己有用感を高めたり、お互いの人格を尊重し合える態度を育成したり、いじめの背景にあるストレス等の解消を図ったりと、具体的な指導を継続的に行う。

4. いじめの早期発見の取組

いじめは、発見しにくい時間や場所で起こる場合が多く、また、ふざけ合いなどを装って行われたりする場合もあるため、教職員が生徒のささいな変化に敏感に気づくような意識の持ち方が重要である。また、定期的なアンケート調査や教育相談を行うことにより、相談しやすい環境を整える必要がある。

本校では、毎月1回「生活アンケート」といういじめ等に関連した調査を行い、6月及び9月に実施する教育相談、7月と11月に実施する二者面談（1・2年生）、三者面談（3年生）などを計画的

に実施することで、いじめを訴えやすい環境をつくり、早期発見に努めている。

また、学校教育目標の中に教育相談の充実をあげ、主任を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携を密にして、情報の共有化とスピード化を図る、

5. いじめ事案への対応

いじめ事案への対応は「組織的な対応」が基本である。対策委員会を設置し、フローチャートにしたがって覚知、認知の判定を行い、組織的に対応することで、適切な判断と対応を迅速かつ効率的に図ることができる。関係機関や地域や家庭との連携も図りながら、早期解決をめざす。

また、いじめを発見した場合は、速やかに止めることを最優先とすることを忘れてはならない。

6. ネットいじめに対する対応

いじめは学校内で起きるとは限らない。ユビキタス社会となった現在、急速にLINEをはじめとしたSNS（ソーシャル・ネットワークキング・システム）が発達・普及してきた。相手が直接見えない環境下で、言葉等によるいじめが昼夜を問わず起きている現状がある。防止策として、情報モラルの向上に向けた対応が早急に求められている。

本校でも、専門家による講演等を生徒、保護者を対象に毎年実施しており、一定の効果はあげているものの、学校以外での見えない環境下での問題であり、早期発見が難しい現状である。

7. 重大事態への対応

対策委員会が中心となり、教育委員会をはじめ各専門機関とも連携を図りながら対応しなければならない。医者や弁護士等も含む第三者委員会の設置なども必要である。事実を正確に把握し、情報公開と個人情報の保護の正しい見極めと迅速な対応が学校だけでなく、関係機関に求められる。

8. いじめの再発防止

「いじめの解消」の周知徹底を図る。一定の処置が終了した後も、3か月間以上は観察や、面接を行い、通常の生活に戻ったと判断できるまで全職員で観察ケアを行う。また、いじめからの立ち直り支援として、当該生徒の状況に応じたケアと、関係機関と連携した取り組みを行う。なお、加害生徒についても、当該生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて立ち直りの支援を関係機関と連携し行う。

9. 職員研修

いじめを防止し、早期発見に努め、そして解決に導く立場にある職員の責務は計り知れない。いじめに関する研修を積み重ね、職員のスキルアップを図る。また、いじめに対応したマニュアルづくり（体制づくり、対応手順など、また、教職員向けリーフレット「子ども達のSOSが聞こえますか？」の活用）等情報の共有化対策などを行い、職員の誰もがいじめに対して適切な対応できる環境を構築する。

10. 取組体制の点検及び評価について

毎年、年度末の生徒指導協議会において、本校のいじめに対する本校の取組全般に対して点検及び評価の機会を設ける。必要に応じて、取り組みの見直しを行い、常にいじめ対策が万全となるように努める。